

技能実習法に係る四国地区地域協議会の設置要綱

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に係る地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、四国地域の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

四国地区地域協議会（以下「本協議会」という。）においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、四国地区地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都道府県、機構との連携の確保及び強化

3. 組織

- (1) 本協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 本協議会は、必要があると認めるときは、本協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (3) 本協議会は、必要があると認めるときは、本協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 本協議会は、毎年6月頃に、香川県で開催する。また、必要に応じて、臨時に本協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により本協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 本協議会は非公開とするが、本協議会の開催後に資料及び議事要旨を公

開する。なお、個人情報、法人情報等の公表すべきでないとは本協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5. 事務局等

- (1) 本協議会の事務局は、香川労働局が担当する。
- (2) その他、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、本協議会が定める。

附 則

- 1 本設置要綱は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

改 正

- 1 令和元年 6 月 19 日に一部改正する。

別表（四国地区地域協議会）

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局	地方経済産業局	地方整備局	地方運輸局	都道府県警察本部及び都道府県	外国人技能実習機構 地方事務所
<p>○徳島労働局労働基準部監督課長 ○徳島労働局職業安定部訓練室長</p> <p>○香川労働局労働基準部監督課長 ○香川労働局職業安定部訓練室長 ○香川労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官</p> <p>○愛媛労働局労働基準部監督課長 ○愛媛労働局職業安定部訓練室長</p> <p>○高知労働局労働基準部監督課長 ○高知労働局職業安定部訓練室長</p>	<p>○高松出入国在留管理局審査部門首席審査官</p>	<p>○中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課長</p>	<p>○四国経済産業局地域経済部地域経済課産業人材政策室長</p>	<p>○四国地方整備局建政部計画・建設産業課長</p>	<p>○四国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課長</p> <p>○四国運輸局海事振興部船舶産業課長</p> <p>○四国運輸局海上安全環境部首席運航労務監理官</p>	<p>○徳島県警察本部生活保安部生活環境課長 ○香川県警察本部生活保安部生活環境課長 ○愛媛県警察本部生活保安部生活環境課長 ○高知県警察本部生活保安部生活環境課長</p> <p>○徳島県商工労働観光部 商工政策課主任 ○徳島県商工労働観光部 産業人材育成センター主任</p> <p>○香川県商工労働部労働政策課長</p> <p>○愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課長 ○愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</p> <p>○高知県商工労働部雇用労働政策課課長補佐 ○高知県商工労働部経営支援課課長補佐</p>	<p>○高松事務所長</p> <p>○松山支所長</p>